

○匝瑳市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

平成29年 3 月 23 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法、令及び省令において使用する用語の例による。

(総合事業の種類)

第 3 条 市が実施する総合事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 1 号事業

ア 第 1 号訪問事業

イ 第 1 号通所事業

ウ 第 1 号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業をいう。）

(対象者)

第 4 条 総合事業の対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第 1 号事業 居宅要支援被保険者等

(2) 一般介護予防事業 第 1 号被保険者及びその支援のための活動に関わる者

(第 1 号事業支給費)

第 5 条 第 1 号事業支給費の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業 別表の第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の項中、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数に同表の 1 単位

の単価の欄に掲げる1単位の単価を乗じて得た額の100分の90に相当する額

- (2) 第1号介護予防支援事業 別表の第1号介護予防支援事業の項中、同表の単位数の欄に掲げる単位数に同表の1単位の単価の欄に掲げる1単位の単価を乗じて得た額の100分の100に相当する額

2 前項各号の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する令で定める額以上の所得を有する居宅要支援被保険者等（第5項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）に係る第1号事業支給費における第1項第1号の規定の適用については、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

4 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 別表の第1号訪問事業の項中旧介護予防訪問介護相当サービス又は第1号通所事業の項中旧介護予防通所介護相当サービス（以下「第1号訪問事業サービス等」という。）を受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該第1号訪問事業サービス等のあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が346万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、280万円）に満たない場合

- (2) 第1号訪問事業サービス等を受けた第1号被保険者が当該第1号訪問事業サービス等のあった日の属する年度（当該第1号訪問事業サービス等のあった日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

- (3) 第1号訪問事業サービス等を受けた第1号被保険者が当該第1号訪問事業サービス等のあった日において被保護者である場合

5 第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する同条第1項の令で定める額を超える令で定める額以上の所得を有する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費における第1項第1号の規定の適用については、同号中

「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

6 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(1) 第1号訪問事業サービス等を受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該第1号訪問事業サービス等のあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が463万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、340万円）に満たない場合

(2) 第4項第2号又は第3号に掲げる場合

7 前各項に定めるもののほか、所得の額の算定方法については、法の介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法の例による。

8 市長が、特別の事情があることにより、第1号事業（第1号訪問事業及び第1号通所事業に限る。）に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者等が受ける第1項第1号に掲げる第1号事業支給費の額について同号、第3項又は第5項の規定を適用する場合においては、第1項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が別に定める割合」と、第3項中「100分の80」とあるのは「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が別に定める割合」と、第5項中「100分の70」とあるのは「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が別に定める割合」とする。

9 省令第97条第1項各号の規定は、前項の特別の事情について準用する。この場合において、省令第97条第1項各号中「要支援被保険者」とあるのは「居宅要支援被保険者等」と読み替えるものとする。

（支給限度額）

第6条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の第1号事業支給費の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 省令第140条の62の4第2号に規定する被保険者（以下「事業対象者」という。）が総合事業を利用する場合の第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した

額とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同号口に規定する単位数により算定した額とすることができる。

（高額介護予防サービス費相当事業）

第7条 市長は、総合事業において、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費（次項において「高額介護予防サービス費等」という。）に相当する事業（次項において「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件及び支給額は、高額介護予防サービス費等の例によるものとする。

（事業の委託）

第8条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して実施する第1号介護予防支援事業にあつては、同条第1項に規定する厚生労働省令で定める者）に委託して実施することができる。

（補助）

第9条 市長は、総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）を提供する者に対して、その費用の全部又は一部を補助することができる。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施する第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費から適用し、施行日前に実施した第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月20日規則第17号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和元年9月9日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、令和元年9月9日（以下「適用日」という。）以後に実施する第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費から適用し、適用日前に実施した第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

事業	サービスの種類	単位数	1単位の単価
第1号訪問事業	旧介護予防訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）	地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）別添1の1に定める単位数	10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に規定する匝瑳市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額
第1号通所事業	旧介護予防通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）	実施要綱別添1の2に定める単位数	10円に単価告示に規定する匝瑳市の地域区分における介護予防通所介護の割合を乗じて得た額
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメントA（介護予防支援に相当するサービスをいう。）	実施要綱別添1の3に定める単位数	10円に単価告示に規定する匝瑳市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額